

早川町・身延町・南部町医療事務組合事務局設置条例

(令和7年9月1日条例第6号)

(事務局の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、組合に事務局を設置する。

(局長及び職員)

第2条 事務局に組合事務を掌理するため局長及び必要な職員を置く。

(その他)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。